

新たな「高齢社会対策大綱」の骨子案に対するパブリックコメント

2018年1月5日

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付高齢社会対策担当あて提出

現行の「高齢社会対策大綱」においては、次のとおり、低年金・無年金問題への対応に関する取組がある。

イ 低年金・無年金問題への対応

わが国の人口構成や産業構造が大きく変化する中で、国民年金の加入者に非正規労働者が増えた結果、不安定な雇用者に対する将来の年金保障が十分なものになっていないという問題や、保険料の負担増により未納・未加入問題が加速し、将来の無年金・低年金が増加する懸念があるといった問題が発生している。このような問題に対応し、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の附則で法制上の措置を講ずることとされている「低所得高齢者等への福祉的給付」など、低年金・無年金者問題に対応するための施策に取り組む。

平成29年12月15日に公表された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書によれば、「生活保護受給者数は減少傾向に転じているものの、単身世帯が多い高齢の生活保護受給者が増加しているため、生活保護世帯の全数は増加傾向を続けており、平成29年9月時点で約164万世帯となっている」とあり、未だに低年金・無年金問題への対応への対応が重要であると言えるが、新たな「高齢社会対策大綱」においては、これらの項目が削られており、継続して取り組む必要がある。

平成29年12月15日に公表された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（以下「報告書」という。）によれば、「(3) 高齢期に生じる生活の転機への対応」として、「高齢期に至る前の支援」、「高齢者に対する就労支援」、「高齢者に対する居住支援」、「高齢者に対する家計相談支援等」及び「生活福祉資金貸付制度」が挙げられており、これらの観点についても新たな「高齢社会対策大綱」（以下「対策」という。）において登載する必要がある。

対策においては、「人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、高齢層のみならず、若年層も含めた全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつ

くることを意味する。こうした認識に立って、各般にわたる取組を進めていくことが重要である」とある。報告書においては、「高齢期に至る前の支援」として「生活保護の『その他の世帯』となりうる可能性のある世帯（いわゆる「8050」の世帯等）を含め、中高年のひきこもりの人や長期的に離職している人などについては、特に留意して必要な相談を行っていくことが必要である」とあるが、こうした世帯は発見が困難であり、高齢者に何らかの（要介護等）の状況が発生して、高齢者自身が自力で対処不能となったときに初めて発見されることからすれば、この問題に対する(1)社会的啓発、(2)早期発見のための工夫、(3)（とくに50に対する）支援機関の明確化や支援スキルの蓄積が必要である。

新たな「高齢社会対策大綱」（以下「対策」という。）において「高齢者の居住の安定確保」とあるが、平成29年12月15日に公表された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（以下「報告書」という。）において「高齢者に対する居住支援」として、新たな取り組みとして、住宅セーフティネット制度が掲載される一方で「住居を確保できたとしても、特に高齢者には緊急時の連絡体制の確保など一定の支援が必要となる人も多い」とある。「高齢者の居住の安定確保」においては、居住の貸し手の側の課題を考えると、「何かあったとき（孤独死等）の不安」が高齢者にとっての住宅確保の困難性を生起させる大きな要因と言える。入居時に適切な支援ネットワークを構築し、それを貸し手（家主）側や、地域住民とも協働しながら、貸し手や地域の理解を促進する支援の展開を可能とする環境整備が重要である。

さらに、報告書では、「高齢者に対する家計相談支援等」として「高齢の生活困窮者については、収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点も重要である」とある。対策においても高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点を掲載する必要がある。

※文字数の制限から三分割して提出しています。